

小学校施設整備指針

本検討委員会用に一部抜粋

令和4年6月

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部

はじめに

「学校施設整備指針」は、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示したものである。

「小学校施設整備指針」については、平成4年に作成し、その後、小学校施設を取り巻く状況の変化等を踏まえ、以下のとおり数次にわたる改訂を行ってきた。

- | | |
|---------|---|
| 平成13年3月 | 少子高齢社会への移行や情報通信技術による変革などの社会状況の変化や、学習指導要領の改訂に対応 |
| 平成15年8月 | 学校施設の防犯対策の推進、既存学校施設の耐震化の推進、建材等から放散される化学物質による室内空気汚染の防止対策等に関連する記述を追加 |
| 平成19年7月 | 特別支援教育を推進するための施設整備の基本的な考え方や、学校施設全体のバリアフリー化に関する記述などを充実 |
| 平成21年3月 | 学校施設の事故防止対策に関する記述を充実 |
| 平成22年3月 | 外国語活動における多様な学習活動に対応した空間の確保や、理数教育環境の充実、環境面からの持続可能性への配慮など学習指導要領の改訂や社会状況の変化に対応 |
| 平成26年7月 | 東日本大震災において顕在化した課題などに対応するため、学校施設の津波対策及び避難所としての防災機能の強化、学校施設の老朽化対策などに関する記述を充実 |
| 平成28年3月 | 小中一貫教育に適した学校施設の計画・設計上の留意事項を追加するとともに、学校施設の複合化、長寿命化対策、木材利用に関する記述を充実 |
| 平成31年3月 | 学習指導要領の改訂に対応、ICT活用、インクルーシブ教育システムの構築、教職員の働く場としての機能向上、地域連携・協働の促進等に関する記述を充実 |

今般の改訂（令和4年6月）では、1人1台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に向け、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方を推進する観点から記述の充実を行った。

既存施設の改修を含めた学校施設の今後の整備に際し、この「小学校施設整備指針」が活用され、設置者の創意工夫の下に、児童の成長を支える場にふさわしい環境が全国で形成されていくことを切に願う次第である。

小学校施設整備指針

目次

第1章	総則	1
第1節	学校施設整備の基本的方針	1
第2節	学校施設整備の課題への対応	2
第1	子供たちの主体的な活動を支援する施設整備	2
第2	安全でゆとりと潤いのある施設整備	5
第3	地域と連携した施設整備	8
第3節	学校施設整備の基本的留意事項	10
第2章	施設計画	14
第1節	校地計画	14
第1	校地環境	14
第2	周辺環境	14
第3	通学環境	15
第2節	配置計画	15
第1	全体配置	15
第2	校舎・屋内運動施設	16
第3	屋外運動施設	17
第4	その他の施設	18
第3章	平面計画	20
第1	基本的事項	20
第2	学習関係諸室	21
第3	屋内運動施設	27
第4	生活・交流空間	28
第5	共通空間	29
第6	地域との連携・学校開放のための空間	30
第7	体育施設開放促進のためのスペース	30
第8	児童生徒地域交流施設	31
第9	講堂	31
第10	管理関係室	31
第4章	各室計画	34
第1	基本的事項	34
第2	学習関係諸室	35
第3	屋内運動施設	44
第4	生活・交流空間	46
第5	共通空間	46
第6	地域と学校の連携・学校開放のための空間	48

第 7	体育施設開放促進のためのスペース	49
第 8	児童生徒地域交流施設	50
第 9	講堂	50
第 10	管理関係室	51
第 5 章	詳細設計	55
第 1	基本的事項	55
第 2	内部仕上げ	56
第 3	開口部	58
第 4	外部仕上げ	60
第 5	学校用家具	61
第 6	その他	62
第 6 章	屋外計画	64
第 1	基本的事項	64
第 2	屋外運動施設	65
第 3	屋外教育環境施設	67
第 4	緑地	68
第 5	その他の屋外施設	69
第 7 章	構造設計	72
第 1	基本的事項	72
第 2	上部構造	72
第 3	基礎	74
第 4	既存施設の耐震化推進	75
第 5	その他	75
第 8 章	設備設計	77
第 1	基本的事項	77
第 2	照明設備	78
第 3	電力設備	80
第 4	情報通信設備	80
第 5	給排水設備	82
第 6	空気調和設備	83
第 7	防災設備	84
第 8	その他の設備	85
第 9 章	防犯計画	86
第 1	基本的事項	86
第 2	敷地境界及び敷地内部の防犯対策	86
第 3	建物の防犯対策	88
第 4	防犯監視システムの導入	89
第 5	通報システムの導入	90
第 6	その他	90

- サルデザインの採用やバリアフリー化にも配慮することが重要である。
- (3) 合築の検討を行う場合、学習環境に障害又は悪影響を及ぼす施設は避けることが重要である。また、学習環境の高機能化及び多機能化に寄与しない施設についても慎重に対処することが重要である。
 - (4) より効果的・効率的な施設整備の手法として、PFI や包括的民間委託などの官民連携による整備手法等を検討することも有効である。

第3節 学校施設整備の基本的留意事項

1 未来思考の視点の必要性

- (1) 学校施設整備に際して、児童がともに集い、学び、生活する実空間として、また、他者と協働し、直面する未知の課題に対して学び合い、応え合う共創空間として、関係者が、新しい時代の学び舎づくりのビジョン・目標を共有しつつ、未来思考をもって実空間を捉え直すことが重要である。
- (2) ICT の活用などにより、学びのスタイルが多様に変容していくこと等を踏まえ、学校は、教室と廊下それ以外の諸室で構成されているものという固定観念から脱し、学校施設全体を学びの場として捉え直すことが重要である。
- (3) 教室環境について、単一的な機能・特定の教科等に捉われず、横断的な学び、多目的な活動に柔軟に対応していくことが重要である。
- (4) 紙と黒板中心の学びから、1人1台端末を文房具として活用し多様な学びが展開されていくように、学校施設も、画一的・固定的な姿から脱し、時代の変化、社会的な課題に対応していく可変性が重要である。

2 総合的・長期的な視点の必要性

- (1) 学校施設整備の諸課題に対応するため、中・長期的に目指すべき学校施設像を示し、その上で域内の学校施設の実態を把握し、地域における学校施設の役割等も考慮した上で、中・長期的な学校施設整備方針・計画（長寿命化計画等）を策定することが重要である。
- (2) 域内の中・長期的な学校施設整備方針・計画や他の文教施設等の整備計画との整合性を図り、多様な学習活動の実施、安全性への配慮、環境負荷の低減の他、公共施設等との複合化・共用化、地域との連携を考慮し、総合的かつ長期的な視点から学校の運営面にも十分配慮した施設計画を策定することが重要である。
- (3) 人口の自然増減や社会増減を検討して当該地域における児童数の将来動向を適確に推計し、学級編制の標準に関する将来の動向も考慮しつつ、計画を進めることが重要である。
- (4) 計画の策定に際して、地方公共団体においては、教育部局だけでなく、財政やまちづくり、公共施設、環境、防災、林政等を担当する首長部局との横断的な検討・管理体制を構築することが重要であり、検討結果を中・長期的な学校

- 施設整備方針・計画（長寿命化計画等）に適時に反映することが重要である。
- (5) 増築，改築，改修等の場合においても，中・長期的な学校施設整備方針・計画，新たな課題への対応を踏まえ，計画的に実施することが重要である。
- (6) 施設部分等により整備時期等が異なる場合においても，相互に十分に調整し，総合的に計画することが重要である。

3 施設機能の設定

- (1) 児童数の現状等により決定される学校規模や多様な学習形態による活動規模を考慮しつつ，各施設の面積規模に応じ，室構成，室数等を決定することが重要である。その際，障害のある児童の在籍状況又は他校からの通級による指導[※]の実施状況を考慮しつつ，室構成，室数等を決定するとともに，障害の状態や特性等に応じ必要となる環境条件等を適切に把握して，必要とする施設機能を設定することが重要である。

※通級による指導：小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して，ほとんどの授業（主として各教科などの指導）を通常の学級で行いながら，一部の授業について障害に基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う指導形態。一部通級による指導の担当教員が特別の場に出向く場合や児童生徒が特別支援学校等に出向く形態等もある。

- (2) 学習指導の内容及び方法について，指導計画の分析等により現状を詳細に把握し，また，将来にわたるそれらの展開等も検討し，必要とする施設機能を弾力的に設定することが重要である。その際，主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に資する施設となるよう計画することが重要である。
- (3) ICTの整備状況等も踏まえ，教育機器，教材等の種類，校内配置形態，利活用の方法等を検討し，必要とする施設機能を弾力的に設定することが重要である。
- (4) 児童の人体寸法や動作領域に適合した家具の導入を考慮し，施設機能を設定することが重要である。また，学校開放などの際に使用する大人用の家具の導入についても計画することが望ましい。
- (5) 児童の校内生活について，当該地域の気候風土や気候の季節的な変化への対応を考慮しつつ，生活行動及び生活領域を学年段階等に応じて具体的に検討し，必要とする施設機能を設定することが重要である。
- (6) 会議等の回数及び規模，教務事務の内容について検討し，必要とする施設機能を設定することが重要である。
- (7) 学校事務の内容，執務方式，使用する事務機器の種類，台数，配置及び利用の方法等を教育委員会事務局との役割分担等にも留意しつつ検討し，必要とする施設機能を設定することが重要である。
- (8) 学校開放への要請の内容等を十分に分析し，学校教育への影響に配慮しつつ，学校開放の対象とする施設部分，時間帯等を決定し，柔軟に対応できるよう施設機能を設定することが重要である。

4 計画的な整備の実施

クや多動・衝動性等に十分配慮し、児童が落ち着いて安心して学びやすいよう、可能な限り騒音や雑音、視覚的な刺激を避け得る位置に計画するとともに、落ち着きを取り戻すための空間を確保することが重要である。

- ③ 情緒障害に対応した教室とする場合、心理的な不安定さを考慮し、安心してリラックスできる落ち着いた環境を確保することが重要である。
- ④ 弱視に対応した教室とする場合、静寂さや適切な照度を確保できるよう計画することが重要である。
- ⑤ 難聴に対応した教室とする場合、補聴器や人工内耳の利用等に配慮し、可能な限り騒音や雑音を避け得る位置に計画することが重要である。また、相手の手や口の形、顔面の筋肉の動きなどにより相手の言葉や表情、指文字や手話等を読み取りながら、学習等が進められることに留意し、十分かつ適切な照度を確保できるように計画することが重要である。なお、必要に応じて聴力検査のための空間を計画することが望ましい。
- ⑥ 肢体不自由や病弱等に対応した教室とする場合、車いすや補助用具等を使用しての利用に十分留意して、安全かつ円滑な移動が可能となるよう計画することが重要である。

6 特別の支援を必要とする児童のための指導上必要なその他の空間

通常の学級に在籍する情緒障害、自閉症やADHD等の障害のある児童が落ち着きを取り戻すことのできる小規模な空間を普通教室等に隣接又は近接して計画することが望ましい。なお、個別学習や小集団による学習のための空間として計画することも有効である。

7 特別教室

- (1) 利用が予定される学年や利用形態に応じ、普通教室等から移動しやすい位置に計画することが重要である。
- (2) 実験・実習等の準備、資料等の作成、教材教具等の保管等の場として、特別教室に隣接する準備室又は特別教室内部の準備コーナーを設けることが重要である。
- (3) 同一教科又は関連性の強い教科の特別教室及びその関連する準備室、附属室等は、相互の連携を図り教科の内容にふさわしい環境を構成するため、まとまりのある区画として計画することが望ましい。
- (4) 教科内容に応じ、屋外施設と連携可能な配置とすることが重要である。
- (5) 学習活動に伴い騒音、振動、臭気等を発生する教室は、他の空間に悪影響を与えないよう留意して配置することが重要である。
- (6) 学校の規模や教育内容・教育方法等に応じて、複数の教科での共用も考慮し、また、使用率の低い室が可能な限り生じないように、空間の機能を適宜集約し多目的に利用することのできる空間として計画することが望ましい。
- (7) 学校の規模、学習内容・学習形態、関係機関や地域住民の利用等を考慮し、特別教室の種類、配置等の構成を工夫して計画することも有効である。

びやすいよう、外部からの音や視覚的な刺激が制御できる環境を確保することが重要であり、蛍光灯のちらつきに対する過敏に配慮し、可能な限り自然光や白熱灯を選定することが望ましい。また、パニックや多動・衝動性等に十分配慮し、照明器具の防護、飛び出し防止等の安全性を確保することが重要である。

自閉症に対応した教室とする場合、教室内の各々の区画の果たす機能が見てわかりやすいように整える、いわゆる「教室の構造化」に配慮して計画することが望ましい。

- ③ 情緒障害に対応した教室とする場合、心理的な不安定さを考慮して、気持ちを落ち着かせることができる配色や質感に配慮することや、室内に精神的に疲労した時に休養できるスペースを設けることも有効である。
- ④ 弱視に対応した教室とする場合、児童一人一人の見え方や特性等を踏まえ、柔らかな光が得られるよう遮光カーテンや調光器等により室内の照度を適切に調節できるよう計画することが重要である。
- ⑤ 難聴に対応した教室とする場合、補聴器や人工内耳の利用等に配慮し、静寂で落ち着いた環境を整えるため、遮音性・吸音性等に配慮することが重要である。また、発音・発語の練習に利用する鏡、練習後の手洗いやうがい等のための設備を教室の周辺部に計画することが重要である。
- ⑥ 肢体不自由や病弱等に対応した教室とする場合、車いす等の使用や様々な補助用具を使用しての活動等に対応した面積、形状等とするとともに、体温調節が困難な児童に配慮し、室温等の調節等が可能な空間とすることが重要である。

6 特別の支援を必要とする児童のための指導上必要なその他の空間

通常の学級に在籍する情緒障害、自閉症や ADHD 等の障害のある児童が落ち着きを取り戻すことのできる小規模な空間は、外部からの音や視覚的な刺激が制御でき、かつ、安全性を十分考慮した面積、形状等とすることが重要である。

7 理科教室

- (1) 実験用机及び必要となる各種設備について、学習集団の規模と数、指導方法等に応じ適切に配置できる面積、形状等を計画することが重要である。その際、実験に必要な機能を満たす実験用机の大きさ等について配慮することが重要である。
- (2) 教員が演示実験を実施しやすいよう、教員の実験用机を児童から見やすい位置や高さに設置するよう計画することが望ましい。
- (3) 日常的に ICT が活用できるよう、無線 LAN やコンセントを計画することが重要である。
- (4) ICT を活用した観察、実験の指導等を考慮し、大型提示装置等の導入について検討することが望ましい。

第4章 各室計画

- (5) 2室計画する場合には、総合的な利用も考慮しつつ、分野別に分化させて計画することも有効である。
- (6) 実験用机等を可動なものとし、水栓、流しその他の設備を室内周辺に配置する計画も有効である。
- (7) 観察、飼育・栽培等のためのコーナー等の空間を、日照を得ることのできる位置に確保することが望ましい。
- (8) 観察、実験等に用いる器具、材料、教材等を収納するための準備室を確保することが重要である。
- (9) 準備室内に、薬品を安全に収納し管理することのできる空間を設けることが重要である。その際、地震等による薬品の落下及び薬品棚の転倒等が起こらないように計画することが重要である。

8 生活科のための施設

- (1) 生活科の学習における児童の活動場所は、学校の全ての施設が対象となるため、学校施設全体を生活科の実施に対応する環境として計画することが重要である。
- (2) 生活科教室や生活科のために準備する教材・教具等を集約配備する室・スペースを、低学年の学習空間の周辺に、他の学習関係諸室や屋外教育環境施設との役割分担や連携を考慮しつつ、計画することが重要である。
- (3) 地域の社会環境、自然環境の実態や周辺の地域施設等との連携に配慮して施設環境について計画することが重要である。

9 音楽教室

- (1) 大型の楽器を含め、学習活動に使用する楽器等が適切に配置できる面積、形状等を計画することが重要である。また、音楽の授業以外の学習活動にも対応することができるよう配慮することが重要である。
- (2) 学習内容・使用楽器等の多様化や楽器の大きさなどを踏まえ、視聴覚教育メディアの設置及び保管並びに児童が日常的に利用する楽譜、楽器等の収納のための空間を利用のしやすさに配慮しつつ、確保することが重要である。
- (3) 2室計画する場合には、総合的な利用も考慮しつつ、機能に応じ、分化させて計画することも有効である。
- (4) 良好な音響的環境となるよう空間の形状を計画し、遮音性能についても考慮することが望ましい。
- (5) 児童による歌唱、演奏等の発表の場となるようなステージを設けることが望ましい。
- (6) 準備室内に、視聴覚教育メディアの操作及び保管並びに多種類の楽器、小道具等の収納等のための空間を設けることが重要である。
- (7) 音楽ホール的な雰囲気となるよう計画することや、小音楽ホールとして計画することも有効である。

1 0 図画工作教室

- (1) 表現活動の内容に応じた適切な大きさの可動式の机等を活動しやすい間隔で配置することができるよう面積，形状等を計画することが重要である。
- (2) 収納，保管，展示，鑑賞等のための家具等を設置することのできる空間を確保することが重要である。
- (3) 平面的な表現に係る学習空間と立体的な表現に係る学習空間は，それぞれ区分するとともに，必要に応じ一体の空間としても利用することのできるような室構成とすることが望ましい。
- (4) 工作用の機械等を児童が安全に利用できるように動作空間を計画しつつ，危険防止の防護柵等で分けした空間にまとめて設置することのできる面積，形状等とすることが重要である。
- (5) 十分な数の水栓，流し，水切り等を利用しやすいよう設置することのできる空間を確保することが重要である。
- (6) 準備室内に，揮発性の高い塗料等の危険な材料，各種工具等を安全に保管することのできる空間を設けることが重要である。また，準備室内等に，製作途中の作品等を一時的に保管できる空間を設けることが望ましい。
- (7) 附随して，戸外に直接出入りすることのできる，流し等の設備を設けた活動空間を確保することが重要である。

1 1 家庭教室

- (1) 編成する集団の数，規模等に応じ，設備，機器等を必要な間隔で適切に配置することのできる面積，形状等を計画することが重要である。
- (2) 必要に応じ，調理や被服に係る実習のための器材，道具，教材・教具等を収納できる空間を室内にコーナー等として計画することも有効である。
- (3) 2室計画する場合には，総合的な利用も考慮しつつ，実習内容に応じ，分化させることも有効である。
- (4) 食物に係る実習のための教室は，会食用机を配置できる空間を設けることも有効である。
- (5) 被服に係る実習のための教室は，作品を展示する空間を確保し，必要に応じ，住居に係る学習を行うことのできる空間を確保することが望ましい。
- (6) 教材等の準備，材料や用具，機器等の収納のための準備室を，実習のための教室に隣接して計画することが重要である。また，準備室内等に，必要に応じ被服に係る実習における製作途中の作品等を一時的に保管できる空間を設けることが望ましい。

1 2 外国語活動室

- (1) 体を動かす活動やグループでの活動など多様な活動に対応することができ，また，床に座って行う活動や発表の場としても配慮した面積，形状等とすることが重要である。
- (2) 机や椅子を設置する場合には，活動しやすい間隔で配置することができ，ま

第4章 各室計画

- た、必要に応じ、周囲に寄せて、まとまったスペースを確保できるよう計画することが重要である。
- (3) 外国についての関心と理解を促すための資料等の展示、掲示等ができるスペースを確保することが重要である。
 - (4) 室内に学習活動に用いる教材等を収納するための空間を確保することも有効である。
 - (5) 外国語活動における会話や歌といった活動、体を動かす活動を考慮し、遮音性に配慮した計画とすることも有効である。

1.3 視聴覚教室

- (1) 1人1台端末環境等の整備に伴い、視聴覚教室については、教科・科目の内容に応じ、個別の端末では性能的に実現が困難な学習活動を効果的に行うことができる空間として捉え直した上で、高機能化や他の学習空間との有機的な連携・分担を図りながら、個人やグループでの活動が可能な自由度の高い空間とすることが望ましい。
- (2) 将来の機器の更新等を考慮しつつ、各種機器を、それぞれの機能、特性等に応じ、効果的に配置し、多目的に利用することのできるよう面積、形状等とすることが重要である。
- (3) 各児童が映像を見やすいようスクリーン、テレビ等の機器や児童の座席を配置できるような面積、形状等とすることが重要である。
- (4) 良好な音響的環境となるよう空間の形状等を計画することが望ましい。
- (5) 準備室や調整室等、各種視聴覚教材の作成、編集及び保管並びに各種視聴覚機器・機材の点検、調整、修理、保管等のための空間を併せて計画することが望ましい。
- (6) 視聴覚教室は、ICT環境を充実させた他の学習関係諸室等との役割分担や連携を考慮して計画することが重要である。

1.4 コンピュータ教室

- (1) 1人1台端末環境等の整備に伴い、コンピュータ教室については、教科・科目の内容に応じ、個別の端末では性能的に実現が困難な学習活動を効果的に行うことができる空間として捉え直した上で、高機能化や他の学習空間との有機的な連携・分担を図りながら、個人やグループでの活動が可能な自由度の高い空間とすることが望ましい。
- (2) 情報機器や情報ネットワークの将来の更新、増設等も考慮し、コンピュータ等の情報機器、机、無線LANやコンセント等を利用しやすいよう配置することのできる面積、形状等とすることが重要である。
また、図書室等と連携し、児童の様々な学習活動を支える学習・情報センターとしての機能を持たせた計画とすることも有効である。
- (3) 教材・教具、消耗品等の収納、教員によるプログラム作成等のための準備室を確保することが重要である。また、教室内に児童等のプログラム作成、情報

に関する資料等の閲覧などのための空間を設けることが望ましい。

- (4) コンピュータ教室は、ICT に対応した他の学習関係諸室等との役割分担を明確にし、相互の密接な連携に留意して計画することが重要である。

1 5 図書室

- (1) 多様な学習活動に対応することができるよう面積、形状等を計画することが重要である。また、図書が日照により劣化しないよう適切に管理できる計画とすることが重要である。
- (2) 1 学級相当以上の机及び椅子を配置し、かつ、児童数等に応じた図書室用の家具等を利用しやすいよう配列することのできる面積、形状等とすることが重要である。
- (3) 児童の様々な学習を支援する学習センター的な機能、必要な情報を収集・選択・活用し、その能力を育成する情報センター的な機能、学校における心のオアシスとなり、日々の生活の中で児童がくつろぎ、自発的に読書を楽しむ読書センター的な機能について計画することが重要である。
- (4) デジタル化の中で、コンピュータ教室等と連携又は一体とし、児童の様々な学習活動を支える学習・情報センターとしての機能を持たせた計画とすることが望ましい。
- (5) 学校司書、司書教諭、図書委員等が、図書室の運営、図書その他の資料の分類、整理その他の作業等を行うための空間を確保することが望ましい。
- (6) 資料の展示、掲示等のための設備や視聴覚機器・情報機器を設置したブース等を設けることのできる空間を確保することも有効である。
- (7) 児童がその時々々の状態に応じて居場所にできる小空間・コーナー等の空間を、学習空間と有機的に関連づけて配置するなど、快適な空間を計画することが重要である。また、椅子やベンチ、畳、カーペットなどの家具を配置し、児童の自主的・自発的な学びや交流を生み出す工夫も有効である。
- (8) 図書を分散して配置する場合は、役割分担を明確にし、相互の連携に十分留意して計画することが重要である。

1 6 特別活動室

- (1) 特別活動の内容に応じ必要な面積、形状等を確保することが望ましい。
- (2) 必要に応じ、和室の部分を設けることも有効である。

1 7 教育相談室（心の教室）

- (1) グループ指導も可能となるよう必要な面積、形状等を確保するとともに、必要に応じ空間を仕切ることができるよう計画することが望ましい。
- (2) 児童と教師が個別に相談したり、児童が落ち着いて時間を過ごすための空間、教師が保護者等からの相談に応じる空間として計画することが重要である。
- (3) 児童の立ち寄りやすい位置に保健室との連携を考慮し計画することが望ましい。
- (4) 指導に必要な資料等の収納空間を、隣接して又は教育相談室内に確保す

第4章 各室計画

ることが重要である。

- (5) 必要に応じ、専門の相談担当者が常時業務に従事したり、アドバイザーを交えた関係者による事例研究ができるよう計画することも有効である。
- (6) 不登校児童の支援のための別室は、学校内で他の学習空間から独立した場所となるように配置し、暖かい家庭的な雰囲気の中で個別学習を行うことのできる空間として計画することが有効である。
- (7) 日常的に ICT を活用した学習・指導を行うことができるよう、無線 LAN やコンセントの設置を計画することが重要である。

1 8 放送室

- (1) 活動を見ながらの放送にも配慮しつつ、児童及び教職員による利用内容等に応じ、必要な空間を適切に確保し、構成することのできる面積、形状等とすることが重要である。
- (2) スタジオを計画する場合は、テレビカメラ等を用いた放送活動も可能な面積、形状等とするとともに、必要な音響的環境を確保することのできる形状、構造等とすることが重要である。

1 9 教材・教具の作成・収納空間

- (1) 教材・教具及び児童の作品等を、種類に応じ、分類して保管し、管理することのできるような面積、形状等を確保することが重要である。
- (2) 各種の教材及び視聴覚教材の作成のためのコーナー等の空間を確保することのできるような面積、形状等とすることが望ましい。
- (3) 遠隔・オンライン教育のための教材作成・撮影やオンライン会議・研修のための空間を確保できるような面積、形状等とすることも有効である。

第3 屋内運動施設

1 共通事項

- (1) 活動内容に応じた適切な面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 利用人数等に応じ、出入口の位置、幅等を適切に計画することが重要である。
なお、履き替えを行う場合は、履き替え、靴箱の設置等のためのスペースの確保に留意して、出入口部分の面積、形状等を計画することが重要である。
- (3) 視聴覚教育メディア等の導入が可能な面積、形状等とすることが望ましい。
- (4) 便所、更衣室、シャワー室等の附属施設は、利用状況等に応じ、適切な面積、形状等とすることが重要である。
- (5) 学校開放等における地域住民の利用も考慮し、面積、形状等を計画することが重要である。

2 屋内運動場

- (1) 多様な運動種目を想定し、面積、長短辺寸法、天井高等を計画することが重要である。また、照明、採光及び遮光については、利用形態に配慮して適切に